

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

### 奈良県教育委員会規則第九号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

**第一条** 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同表教職員課の項中「免許管理係」を「教職員相談支援係」に改め、同表高校の特色づくり推進課の項を次のように改める。

高校教育課	総務係、教育指導係、教育改革推進係、生徒指導係
-------	-------------------------

第三条の表学ぶ力はぐくみ課の項中「学ぶ力はぐくみ課」を「義務教育課」に、「教育統計係」の下に「小中生徒指導係」を加え、同表人権・地域教育課の項中「社会教育係」を削り、同表健康・安全教育課の項中「健康・安全教育課」を「体育健康課」に改める。

第四条中「企画管理室」を「総務課」に改め、同条福利課の項第一号中「健康・安全教育課」を「体育健康課」に改め、同条高校の特色づくり推進課の項及び学ぶ力はぐくみ課の項を次のように改める。

#### 高校教育課

- 一 県立中学校及び県立高等学校の教育活動における管理及び運営に関すること。
- 二 県立中学校及び県立高等学校の特色化・魅力化に関すること。
- 三 県立中学校及び県立高等学校の教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関すること。
- 四 高等学校において使用する教科書その他の教材に関すること。
- 五 県立中学校及び県立高等学校の入学者選抜に関すること。
- 六 県立中学校及び県立高等学校の設置及び廃止に関すること。

七 市町村立高等学校及び公立専修学校に係る認可等に関すること。

八 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

九 教育に関する調査に関すること。

十 奈良県次世代教員養成塾（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。

十一 その他県立中学校及び県立高等学校における教育に関すること。  
義務教育課

一 市町村立義務教育諸学校における教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関すること。

二 義務教育諸学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）において使用する教科用図書に関すること。

三 市町村立義務教育諸学校の設置及び廃止に関すること。

四 幼児教育の推進に関すること。

五 学校教育に係る各種振興法に関すること（産業教育施設及び設備並びに高等学校に関するものを除く。）。

六 中学校卒業程度認定試験に関すること。

七 教育に関する統計に関すること。

八 教育振興大綱の進行管理に関すること。

九 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。

十 その他市町村立義務教育諸学校における教育に関すること。

第四条人権・地域教育課の項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から同項第八号までを削り、同項第九号を同項第五号とし、同項第十号を削り、同項第十一号中「社会」を「地域」に改め、同号を同項第六号とし、同条健康・安全教育課の項中「健康・安全教育課」を「体育健康課」に改める。

（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

**第二条** 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条教育企画部の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の五号を加える。

- 五 社会教育の振興に関すること。
- 六 社会教育主事の資格の認定に関すること。
- 七 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関すること。
- 八 社会教育センターに関すること。
- 九 その他社会教育に関すること。

第三条次世代型教職員支援センターの項第一号中「研修」を「研修全般」に改め、同条教育支援部の項第一号、第二号、第四号及び第五号中「生徒指導及び」を削り、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

（奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則の一部改正）

**第三条** 奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則（平成二十九年七月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「人権・地域教育課」を「教育研究所」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。